議案第４４号

岩倉市都市計画税条例の一部改正について

岩倉市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成３０年６月４日提出

岩倉市長　久　保　田　桂　朗

岩倉市都市計画税条例の一部を改正する条例

第１条　岩倉市都市計画税条例（昭和４６年岩倉市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

附則第１５項中「第１７項」を「第１７項、第１８項、第２０項」に、「若しくは第４５項」を「、第４５項若しくは第４８項」に改める。

第２条　岩倉市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第２項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第４３項」に改める。

附則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４５項」を「附則第１５条第４４項」に改める。

附則第１５項中「第４４項、第４５項若しくは第４８項」を「第４３項、第４４項若しくは第４７項」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第２条の規定　平成３１年４月１日

⑵　第１条中附則第１５項の改正規定（「若しくは第４５項」を「、第４５項若しくは第４８項」に改める部分に限る。）　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第２２号）の施行の日

（経過措置）

２　この条例による改正後の岩倉市都市計画税条例の規定は、平成３０年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成２９年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。